破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２１１９号
札幌市南区澄川４条２丁目３番18―302号
債務者　安田　雄希（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２６３号
札幌市東区北41条東５丁目２番33―101号
債務者　山下さやか（旧姓伊藤・土橋・村口）
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３６号
札幌市中央区南７条西１丁目23番地１　コートモザ札幌203号
債務者　富田　郁子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６５号
札幌市西区八軒３条東３丁目２番４―101号
債務者　髙橋　　忍
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１５号
札幌市西区宮の沢３条３丁目14番10号　ルミエール宮丘201号
債務者　佐々木由美子（旧姓北口）
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１９号
札幌市東区北19条東22丁目３番12号　エスパシオイースト105号
債務者　佐藤　優子
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６０号
北海道江別市萌えぎ野東19番地の６　ヴィラエトワールＫ―Ⅱ
債務者　髙橋　　滋
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７５号
北海道石狩市親船東２条１丁目12番地
債務者　石岡ゆき子
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５号
盛岡市上田１丁目18番１号　プランドール101号
債務者　小野寺智義
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１０７号
岐阜県多治見市幸町７丁目28番地の11　グリーンハイツ205
債務者　北川　利彦
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第２号
岐阜県恵那市大井町486番地５
債務者　澤　　頼俊
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第１１号
静岡県伊東市岡1292番地の28　赤坂住宅１号棟101号
債務者　森田湖乃葉
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２３号
静岡県伊豆の国市古奈611番地の１　メゾニティ土屋Ｂ　103号
債務者　奥田　賢一
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第９２２号
大阪府貝塚市澤157番地３　（グレイスコートたちばな1005号）、前住所大阪府貝塚市畠中２丁目15番１―102号
債務者　西坂　敦子
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９３８号
大阪府柏原市旭ケ丘２丁目15番50号
債務者　岡多　好雄（旧姓藤元）
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６９号
大阪府富田林市錦織南２丁目23番14号
債務者　岩越久美子
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４３号
兵庫県丹波市柏原町上小倉789番地
債務者　加賀山紀子
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで　神戸地方裁判所柏原支部